証券コード　2763
平成27年６月11日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目13番6号
株式会社エフティコミュニケーションズ
代表取締役会長　畔　柳　　誠

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第30回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
※受付開始時刻は、午前９時15分を予定しております。

2. **場　　所**　東京都台東区西浅草三丁目17番１号
浅草ビューホテル　４階　飛翔の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. **目的事項**

報告事項

1. 第30期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第30期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　新設分割計画承認の件
第３号議案　取締役８名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎　開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。なお、お早めにご来場いただいた株主様のために控室（同会場３階 清洲）もご用意いたしておりますので、併せてご利用くださいますようお願い申し上げます。
◎　株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ftcom.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税前の駆け込み需要の反動により個人消費が減少し、景気の押し下げ要因となりましたが、企業収益の改善や設備投資の持ち直しがみられ、緩やかな回復基調が続きました。

このような状況の中で、当社グループは、引き続きＬＥＤ照明等の環境関連商材及びビジネスホン等情報通信機器、ＯＡ機器、携帯電話・スマートフォン、光ファイバー回線サービス、ＳＯＨＯ向けスモールサーバー・ＵＴＭ（Unified Threat Management 総合脅威管理システム）の提案営業を行うと共に営業人員の採用及び育成の強化を行い、今後の継続的な成長を支える基盤作りに注力しました。

平成26年５月にはタイ王国に日本国内での成功事例を基にＬＥＤ照明等の環境関連商材を販売する会社『FT Communications(Thailand)Co.,Ltd.』を設立し、大阪市に大阪コールセンターを新設する等、将来を見据えた投資も積極的に実施しました。また、ＦＶＮＯ（仮想固定通信事業者）として自社ブランド光インターネットサービスである『ＦＴ光』、『ひかり速トク』を販売開始する等、中長期的により多くの収益貢献が期待できるストック収益（ストック型サービスにより将来見込める収益）確保の為の取り組みも強化しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、前年同期の35,837百万円から1,032百万円減少し、34,804百万円（前年同期比2.9％減）となりました。前第１四半期までマーキングサプライ事業としてハイブリッド・サービス株式会社及びその連結子会社４社が連結対象となっており、前年同期には同事業の売上高が4,728百万円計上されていたことの影響により減収となっておりますが、法人事業については12.1％増、コンシューマ事業については5.3％増となっております。

営業利益は、前年同期の3,761百万円から348百万円増加し、4,109百万円（前年同期比9.3%増）となり、経常利益は、前年同期の4,113百万円から425百万円増加し、4,538百万円（前年同期比10.3%増）となりました。

当期純利益は、前年同期の2,654百万円から116百万円増加し、2,770百万円（前年同期比4.4%増）となりました。

なお、セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

【法人事業】

法人事業におきましては、中小企業・個人事業主向けに、情報通信機器及びＬＥＤ照明等環境関連商材の販売・施工・保守、ＩＳＰの運営をはじめとするインターネットサービスの提供等を行っております。

情報通信機器販売におきましては、ＳＯＨＯ向けスモールサーバー・ＵＴＭ及びビジネスホン・ＯＡ機器等の販売において、ＣＲＭ（顧客情報管理システム）を活用したクロスセル・アップセル等により堅調に推移しました。また、法人向けの携帯電話販売においては前年同期比で大きな伸びとなりました。

環境関連商材の販売におきましては、ＬＥＤ照明の販売に加え、エアコン等空調機器の自然冷媒ガスの販売及び施工体制の強化を行う等、収益向上に努めると共に産業用太陽光発電設備の施工案件受注等の消費電力低減サービスを通してCO2排出量の削減に引き続き取り組みました。

ＷＥＢ商材等の販売におきましては、ＷＥＢ制作サービス会社である株式会社アドマウントを連結子会社化しコスト削減を行うと共に、制作スピードアップを図り収益向上に努めました。

社員教育におきましては、自社研修施設つくばビジネスサポートセンターにおける各種社員研修の充実を図る等、社員のスキルアップにより生産性の向上に努めました。

以上により、売上高は前年同期の26,280百万円から3,169百万円増加し、29,450百万円（前年同期比12.1%増）となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期の3,662百万円から593百万円増加し、4,255百万円（前年同期比16.2%増）となりました。

【コンシューマ事業】

コンシューマ事業におきましては、携帯電話・スマートフォン等の販売を行うドコモショップの運営やアウトバウンドコールセンターの運営、光ファイバー回線サービス等の取次販売等を行っております。

ドコモショップにおきましては、スマートフォン及びアクセサリーの拡販に努めると共に販売施策の充実により家族複数台契約が増加する等、販売は堅調

に推移しました。また、幅広いユーザーニーズに対応できるよう、接客時のサービス品質の向上に努めると共に営業社員１人当たりの生産性向上に引き続き注力しました。

光ファイバー回線サービスにおきましては、獲得時に収益を得られるフロー型を基本としておりましたが、平成27年３月期第４四半期光コラボレーション開始に伴い、中長期的により多くの収益貢献が期待できるストック型自社サービス『ひかり速トク』の販売に切り替え、将来収益の獲得強化に取り組みました。

以上により、売上高は前年同期の5,664百万円から300百万円増加し、5,965百万円(前年同期比5.3%増)となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期の622百万円から269百万円減少し、352百万円(前年同期比43.3%減)となりました。

②　設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は162百万円であります。

③　資金調達の状況

該当事項はありません。

④　事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分＼期別	第 27 期 平成23年度	第 28 期 平成24年度	第 29 期 平成25年度	第 30 期 (当連結会計年度) 平成26年度
売上高（千円）	44,402,410	45,879,011	35,837,276	34,804,363
経常利益（千円）	1,394,545	3,285,871	4,113,301	4,538,546
当期純利益（千円）	902,578	1,760,971	2,654,506	2,770,807
１株当たり当期純利益(円)	83.67	160.45	232.32	236.68
総資産（千円）	17,739,148	19,133,538	17,054,518	19,554,196
純資産（千円）	5,290,176	7,023,510	8,784,426	10,871,640

（注）1. １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 平成25年10月１日付にて普通株式１株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社光通信であり、同社は当社の株式を間接保有分も含め4,967千株（議決権比率42.3%）保有しております。また、当社は親会社から取締役の派遣を受けております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社アイエフネット	100百万円	100.0%	ＷＥＢ商材販売 ＩＳＰ事業
株式会社ジャパンＴＳＳ	90百万円	100.0%	電気通信設備工事・保守・サポート
株式会社ＮＥＸＴ	90百万円	100.0%	光ファイバー回線サービス販売 ＩＳＰ販売
株式会社サンデックス	90百万円	100.0%	モバイル商品販売
株式会社ベストアンサー	90百万円	100.0%	法人向け携帯電話サービス
株式会社アントレプレナー	247百万円	71.4%	ベンチャー企業に対する支援・育成・投資

（注） 上記６社は、会社の資本金、売上高及び総資産、当社の議決権比率を参考に選択いたしました。

③　企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社６社を含め15社であり、持分法適用関連会社は１社であります。当連結会計年度の連結売上高は34,804百万円（前年同期比2.9％減）、連結当期純利益は2,770百万円（前年同期比4.4％増）となりました。

④　その他

平成26年９月24日付で株式会社アドマウントの株式を当社の連結子会社である株式会社アイエフネットが取得したことにより、当社の連結子会社となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであります。

①　既存事業におけるマーケットシェアの拡大

ビジネスホン・ＯＡ機器及びＷＥＢ商材に対する顧客のニーズは底堅いものがあるものの、同業他社との競合は激しさを増しております。その中でマーケットシェアを拡大するためには、当社の独自性を発揮し、他社との優位性を確保することが必要であります。そのためには、単に通信コストの削減提案にとどまらず、顧客の業態やニーズに即した商品群の提案を通じて顧客満足度の更なる向上を図ってまいります。

また、マーケットシェア拡大を図る上では、当社グループによる直接販売のみでは限界があります。そのため、パートナー企業の開拓をより一層強化すると共に既存事業とのシナジーが図れる企業を対象としたＭ＆Ａ等により販路を拡大してまいります。

②　ストック収益の積み上げ

安定した収益の確保並びに強固な財務基盤形成においては、フロー型の収益のみならず、毎月、着実に収益が見込めるストック型の収益を土台として積み上げる必要があります。そのためには、新たなストック型のサービスとして平成27年３月期第４四半期より開始したＦＶＮＯサービスや既存のＩＳＰ、定額保守サービス、決済サービス等の継続的なサービスを提供すると共に、顧客にとっても魅力的な月額課金タイプのサービスの開発を推進してまいります。

③　新規事業の開発と推進

当社グループの既存事業には、成熟化あるいは市場が飽和していると思われる事業もあります。当社グループの収益源の多様化並びに継続的な成長・拡大を図るためには、新規事業の開発と推進が必要であります。

ＬＥＤ照明販売については、営業人員の増強や、ＬＥＤ照明拡販を目的としたパートナー企業の開拓等、営業力強化に取り組んだ結果、当社グループの収

益の柱の一つに成長させることができました。この成功事例を基にＬＥＤ照明に続く環境関連の商品として自然冷媒ガスの販売を開始する等、消費電力低減サービスを通してCO_2排出量の削減に取り組んでおります。これからも当社グループは新商品開発及び新規事業の開発と推進に注力し、様々なお客様に喜ばれる商品群及びサービスの提供をしてまいります。

④　人材育成と優秀な人員の確保

上記３項目を実施する前提として、人材育成と優秀な人材の確保は必須であります。新卒者を中心とした採用活動強化に加え、社員の階層に応じた研修の実施、実力・成果主義に基づくフェアで納得性の高い人事制度構築、社内専用ポータルサイトでの情報共有による一体感の醸成等を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

事業の種類別セグメントの名称		主要商品・サービス	主要な会社
セグメント	主な事業内容		
法人事業	情報通信機器販売	ＯＡ機器、ビジネスホン、法人向け携帯電話販売等	当　　社 ㈱ベストアンサー ㈱アントレプレナー ㈱アレクソン ㈱グロースブレイブジャパン
	ＷＥＢ商材販売	ホームページ作成サービス ホスティングサービス	㈱アイエフネット ㈱アドマウント
	ＩＳＰ事業	ＩＳＰサービス	㈱アイエフネット
	技術サポートサービス	電気通信設備工事・保守・サポート	㈱ジャパンＴＳＳ ㈱Ｊ－ＯＮＥ
	環境関連商材販売	ＬＥＤ照明、自然冷媒ガス	当　　社 ㈱アイエフネット ㈱アントレプレナー ㈱グロースブレイブジャパン ㈱ニューテック
コンシューマ事業	光ファイバー回線サービス及びＩＳＰ販売	一般消費者向け光インターネットサービス及びＩＳＰへの加入取次ぎ並びに顧客サポート	㈱ＮＥＸＴ ㈱シー・ワイ・サポート
	ＦＶＮＯ（仮想固定通信事業者）による光インターネットサービスの提供	ＦＶＮＯによる光インターネットサービス	㈱アイエフネット
	モバイル商品販売	一般消費者向けモバイル端末等の販売	㈱サンデックス

(6) 主要な事業所

① 当　社

本　社　　東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目13番6号

② 法人事業の主要な販売拠点

名　称	所在地	名　称	所在地
北海道営業所	北海道札幌市	本社第一営業部・本社第二営業部	東京都台東区
北東北営業部	岩手県盛岡市	千葉営業部・千葉第一営業所	千葉県千葉市
青森営業所	青森県青森市	横浜営業部	神奈川県横浜市
秋田営業所	秋田県秋田市	東海営業部・東海第一営業所	愛知県名古屋市
南東北営業部	宮城県仙台市	静岡第一営業所・静岡第二営業所	静岡県静岡市
福島営業所	福島県郡山市	松本営業所	長野県松本市
山形営業所	山形県山形市	北陸営業所	石川県金沢市
関東営業部	埼玉県さいたま市	関西営業部・関西第一営業所	大阪府大阪市
栃木第一営業所・栃木第二営業所	栃木県宇都宮市	広島第一営業所・広島第二営業所	広島県広島市
茨城第一営業所・茨城第二営業所	茨城県水戸市	九州営業部・九州第一営業所	福岡県福岡市
新潟営業所	新潟県新潟市	熊本営業所	熊本県熊本市
群馬営業所	群馬県高崎市		

③ 主要な携帯販売ショップ

名　称	所在地	名　称	所在地
ドコモショップ西根店	岩手県八幡平市	ドコモショップ半道橋店	福岡県福岡市
ドコモショップ北上店	岩手県北上市	ドコモショップ高見店	福岡県北九州市
ドコモショップ宮古千徳店	岩手県宮古市		

④ その他の拠点

名　称	所在地
つくばビジネスサポートセンター	茨城県つくば市
柏コールセンター	千葉県柏市
盛岡コールセンター	岩手県盛岡市
仙台コールセンター	宮城県仙台市
大宮コールセンター	埼玉県さいたま市
花巻コールセンター	岩手県花巻市
大阪コールセンター	大阪府大阪市
首都圏工事センター	東京都葛飾区

⑤ 主要な子会社等

名称	所在地
株式会社アイエフネット	東京都中央区
株式会社ジャパンTSS	東京都台東区
株式会社NEXT	千葉県柏市
株式会社サンデックス	東京都中央区
株式会社ベストアンサー	東京都台東区
株式会社アントレプレナー	東京都港区
株式会社ジスターイノベーション	東京都中央区
株式会社FRONTIER	東京都中央区
株式会社グロースブレイブジャパン	岡山県岡山市
株式会社ViewPoint	東京都中央区
株式会社ニューテック	東京都中央区
株式会社シー・ワイ・サポート	岩手県花巻市
株式会社J－ONE	東京都中央区
株式会社アレクソン	兵庫県伊丹市
株式会社アドマウント	京都府京都市

(7) 使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減
法人事業	1,054 (31)	82名 (△10名)
コンシューマ事業	269 (121)	△19名 (△13名)
全社（共通）	83 (6)	2名 (－名)
合計	1,406 (158)	65名 (△23名)

（注）1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の（ ）内は臨時従業員の年間平均雇用人員（平均８時間）であります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	567百万円
株式会社千葉銀行	300百万円
株式会社みずほ銀行	129百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは「オフィスと生活に新たな満足を・・・」をキャッチフレーズとし、法人のみならず一般消費者も含めた様々なお客様に満足いただける商品を提供する企業グループとして、環境関連商材及び情報通信機器販売ならびに各種インターネットサービスの販売を主な事業として取り組んでまいりました。

しかしながら、当社グループを取巻く事業環境は、省エネ志向、グローバル化の進展、情報通信ネットワーク技術の進化等によりかつてないスピードで変化しております。この変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ当社グループ全体の収益力強化によってさらなる企業価値の向上を図るためには、事業会社ごとの権限と責任を明確化する一方で、専門性の追求により各社のブランド力を向上させることが不可欠と考えます。また、当社グループのガバナンス及び事業基盤の強化を図るとともに、グループ全体の成長を見据え、既存事業の更なる発展を追求しつつ、新たな収益の柱を創造し、その市場を開拓して行く新たな経営体制の確立も急務であると考えております。

以上のことから、当社グループの持続的成長を果たすため、当社のソリューション事業を新設分割方式により新設会社が承継し、当社は持株会社としてグループ戦略立案及び各事業会社の統括管理を行う経営体制に移行するため、新設分割計画及び定款一部変更に関する議案を平成27年６月26日開催の定時株主総会へ上程することとしました。

具体的には、当社が上場を維持したまま持株会社（分割期日をもって株式会社エフティグループに商号変更予定）となり、新設分割により100%子会社である株式会社エフティコミュニケーションズ及び株式会社エフティコミュニケーションズウエストに当社のソリューション事業を承継させます。

会社分割の詳細につきましては、今回の株主総会議案として参考書類、第２号議案「新設分割計画承認の件」のとおりでありますのでご参照ください。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　23,000,000株

(2) 発行済株式の総数　11,738,272株　（自己株式194,728株を除く。）

(3) 株主数　2,822名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社光通信	3,677,100株	31.33%
畔柳誠	1,672,100株	14.25%
株式会社ハローコミュニケーションズ	1,290,000株	10.99%
平崎敏之	619,300株	5.28%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	395,800株	3.37%
エフティコミュニケーションズ従業員持株会	220,800株	1.88%
村田機械株式会社	165,400株	1.41%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	157,500株	1.34%
志野文哉	142,200株	1.21%
根岸欣司	135,900株	1.16%

（注） 当社は自己株式を194,728株保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務遂行の対価として交付された新株予約権の状況

① 当社役員に付与された新株予約権の概要

当社が当社役員を対象に既に発行している新株予約権の概要は、次のとおりであります。

決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の発行価額	権利行使時の1株当たりの払込金額	新株予約権の行使期間
第８回新株予約権 平成23年８月22日 定時取締役会決議	2,000個	普通株式 200,000株	無償	321円	平成25年８月23日から平成28年８月22日まで
第10回新株予約権 平成24年５月18日 定時取締役会決議	1,050個	普通株式 105,000株	無償	１円	平成24年６月５日から平成44年６月４日まで

（注）1. 第６回新株予約権（平成21年8月20日定時取締役会決議に基づく発行）、第７回新株予約権（平成21年8月20日定時取締役会決議に基づく発行）及び第９回新株予約権（平成23年8月22日定時取締役会決議に基づく発行）については当社役員への新株予約権の付与がないため記載しておりません。

2. 第８回新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
・新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができない。
・新株予約権者の質入れその他一切の処分は認めない。

3. 第10回新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
・新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から募集新株予約権を行使することができる。
・新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
・上記以外の権利行使の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。
4. 平成25年10月1日付にて普通株式１株につき普通株式100株の割合で株式分割を行ったため、第８回及び第10回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、ならびに第８回新株予約権の「権利行使時の１株当たりの払込金額」を調整しております。

② 当社役員が保有する新株予約権の状況

上記①の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、次のとおりであります。

区分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 ※社外取締役は除く	第８回新株予約権	350個	35,000株	２人
	第10回新株予約権	850個	85,000株	３人
社外取締役	第８回新株予約権	－個	－株	－人
	第10回新株予約権	－個	－株	－人
監査役	第８回新株予約権	－個	－株	－人
	第10回新株予約権	－個	－株	－人

（注）平成25年10月１日付にて普通株式１株につき普通株式100株の割合で株式分割を行ったため、第８回及び第10回新株予約権の「目的である株式の数」を調整しております。

(2) 当事業年度中に職務遂行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	畔　柳　　誠	株式会社ＶｉｅｗＰｏｉｎｔ取締役 株式会社ニューテック取締役 株式会社光通信特別顧問
代表取締役社長	平　崎　敏　之	執行役員社長 株式会社光通信特別顧問
取　締　役	清　水　直　也	専務執行役員海外事業戦略室長 FT Communications(Thailand)Co.,Ltd.managing director 株式会社ニューテック取締役
取　締　役	石　田　　誠	専務執行役員ソリューション営業本部長 株式会社グロースブレイブジャパン取締役
取　締　役	重　川　晴　彦	常務執行役員業務受託本部長兼技術サポート事業部長 株式会社ジャパンＴＳＳ代表取締役社長
取　締　役	山　本　博　之	執行役員コーポレート統括部長 株式会社ＶｉｅｗＰｏｉｎｔ取締役 株式会社アントレプレナー監査役 株式会社光通信顧問
取　締　役	佐々木　　剛	株式会社光通信上席執行役員
常勤監査役	小檜山　義　男	株式会社アイエフネット監査役 株式会社ＮＥＸＴ監査役 株式会社ジャパンＴＳＳ監査役 株式会社サンデックス監査役
監　査　役	半　田　　茂	朝日税理士法人代表社員　税理士
監　査　役	隈　部　泰　正	はる総合法律事務所　パートナー弁護士

（注）1. 取締役佐々木剛氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役半田茂氏及び隈部泰正氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役小檜山義男氏及び半田茂氏は以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・小檜山義男氏は、当社の経理部において通算９年以上にわたり経理・決算関係業務に従事しておりました。
・半田茂氏は税理士の資格を有しております。
4. 監査役半田茂氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	報酬等の額
取　締　役 （うち社外取締役）	６名 （　－　）	347百万円 （　－　）
監　査　役 （うち社外監査役）	３名 （２名）	30百万円 （９百万円）
合　　計	９名	377百万円

（注）1. 取締役の報酬総額は、平成24年６月28日開催の第27回定時株主総会において、賞与も含め年額600百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬総額は、平成24年６月28日開催の第27回定時株主総会において、賞与も含め年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 期末現在の人員数は取締役７名（うち、無報酬１名）、監査役３名であります。なお、社外取締役１名については、報酬を支払っておりません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第28条、第36条の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該責任限定契約の内容の概要としては、次のとおりであります。

・社外取締役または社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとする。

・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役または社外監査役がその責任の原因となった職務遂行に付き善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(4) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役佐々木剛氏は、株式会社光通信上席執行役員を兼務しております。なお、株式会社光通信は当社の親会社であり、当社は同社との間で「資本提携及び業務提携に関する基本合意書」及び「資本提携契約書」を締結しております。

監査役半田茂氏は、朝日税理士法人の代表社員を兼務しております。なお、当社と同法人との間には特別な関係はありません。

監査役隈部泰正氏は、はる総合法律事務所のパートナー弁護士を兼務しております。なお、当社と同法人との間には特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 主要取引等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	主な活動状況
取　締　役	佐々木　　剛	当事業年度の取締役会には、18回中14回出席しました。主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識から適時質問・発言を行っております。
監　査　役	半　田　　茂	当事業年度の取締役会には、18回中18回、また、監査役会には、12回中12回出席しました。主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から適時質問・発言を行っております
監　査　役	隈　部　泰　正	当事業年度の取締役会には、18回中17回、また、監査役会には、12回中12回出席しました。主に弁護士としての専門的見地から適時質問・発言を行っております。

⑤ 当社親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る報酬等の額	37,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,800千円

(注)　当社と監査法人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に定める「業務の適正を確保するための体制」について下記のとおり定め、その構築に向け取り組んでおります。なお、平成27年５月20日開催の取締役会にて一部改定を行っております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「取締役会規則」に基づき、取締役会を原則として月１回開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止します。「取締役会規則」においては、重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定しております。当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席並びに経営戦略会議への出席、業務執行状況の調査を通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会、取締役会、経営戦略会議の議事録を法令及び社内規程に従い作成し、適切に保存・管理しております。経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、コンプライアンス委員会を中心とする子会社も含めた全社的なリスク管理体制を構築しております。また、取締役会、経営戦略会議及びその他の重要な会議においても、取締役、執行役員及び経営幹部から業務執行に関わる重要な情報の報告が定期的になされております。加えて、内部監査及び「企業倫理ヘルプライン」を利用したリスクの早期発見などの手法を通じて損失の危機の未然防止や危機拡大の防止に努めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営戦略会議を設置し、取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、「職務権限規程」に定められた決定事項の決定を行っております。取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供されております。業績管理に資する財務データについても、迅速かつ的確に取締役に提供しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業倫理憲章」及び「エフティコミュニケーションズ役職員行動規

範」を定め、当社グループ全役職員に周知するとともに、法令及び社会規範並びに社内規程厳守についての教育・啓蒙活動を実施しております。また、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス委員会を中心としたコンプライアンス体制の充実を図っております。加えて、内部監査部門である「監査室」が、各事業所における業務執行が法令・定款及び社内規程に適合しているか否かの監査を実施しております。さらに、当社は、当社グループのすべての役職員に対して、法令、定款その他社内規程に違反する行為が行われ、または行われようとしている場合には、「企業倫理ヘルプライン」への通報をするよう周知徹底を図っております。なお、当社は、当該通報を行った者に対して不利益な取扱を一切行わないこととしています。

⑹ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、連結決算対象子会社に対し、取締役または監査役を派遣し、当社による子会社業務の適正を監視する体制を整えております。また、各子会社からは、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告させることにより、各子会社の業務の適正を確保しております。当社の関係会社の管理部署は、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の所管する部門と連携し、必要に応じて関係会社への指導・支援を行います。加えて、内部監査部門である「監査室」が、各子会社における業務執行が法令・定款及び社内規程に適合しているか否かの監査を実施しております。

⑺ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、監査役室を設置します。

⑻ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役室所属の使用人に対する日常の指揮命令権は、監査役にあり、取締役からは、指揮命令を受けません。当社は、監査役室を設置した場合は、監査役室の使用人の人事異動、人事評価については、監査役会の事前の同意を得るものとします。

⑼ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、取締役、従業員及び子会社の役職員が監査役に報告すべき事項及び報

告の方法を定めております。監査役は、毎年度末に取締役に対し業務執行状況に関する確認書の提出を求めております。監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役及び使用人に報告を求めることができます。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、監査室及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図るものとします。

監査役会は、監査の実施に当たり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができるものとします。また、会社法に基づく前払い等の請求がある場合には、当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、当社は支払うものとします。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引先も含めて一切の関係をもたず、反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、外部専門機関等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置付けております。企業価値の最大化を図り、当社の健全な財務基盤確立に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続的に実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、原則として中間配当及び期末配当の年２回実施することとしております。配当の決定機関は、中間配当、期末配当共に取締役会であります。なお、会社法第454条第５項の規定により「取締役会の決議により、毎年９月30日を基準日として、中間配当を行うことが出来る」旨を定款で定めております。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針並びに当連結会計年度の業績を考慮し、１株当たり40円の配当を実施することといたしました。この結果、当期の年間配当金は、既に実施しております中間配当金１株当たり30円を含めまして、１株当たり70円となりました。

また、次期の配当金は、中間配当30円、期末配当40円とし、１株当たり年間配当金70円を予定しております。

貸借対照表

（平成27年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**10,049,351**	**流動負債**	**5,957,757**
現金及び預金	6,228,122	支払手形	24,999
売掛金	2,131,184	買掛金	1,445,916
商品	383,623	短期借入金	700,000
原材料及び貯蔵品	1,264	1年内返済予定の長期借入金	20,000
前払費用	59,016	リース債務	10,715
未収入金	609,035	未払金	415,861
繰延税金資産	196,201	未払費用	377,504
その他	469,369	未払法人税等	855,090
貸倒引当金	△28,466	前受金	549,327
固定資産	**4,090,484**	預り金	600,026
（有形固定資産）	(987,621)	前受収益	162
建物	591,830	賞与引当金	99,848
構築物	4,851	返品調整引当金	59,221
工具、器具及び備品	42,165	その他	799,082
リース資産	13,388	**固定負債**	**115,050**
土地	335,386	社債	20,000
（無形固定資産）	(74,162)	長期借入金	20,000
ソフトウェア	40,849	リース債務	12,019
リース資産	8,112	その他	63,030
その他	25,200	**負債合計**	**6,072,808**
（投資その他の資産）	(3,028,700)	（純資産の部）	
投資有価証券	575,633	**株主資本**	**7,976,995**
関係会社株式	1,541,399	**資本金**	**1,312,773**
長期貸付金	134,950	**資本剰余金**	**1,241,875**
差入保証金	669,920	資本準備金	1,241,875
その他	170,700	**利益剰余金**	**5,752,493**
貸倒引当金	△63,904	利益準備金	24,800
		その他利益剰余金	5,727,693
		繰越利益剰余金	5,727,693
		自己株式	**△330,147**
		評価・換算差額等	**58,513**
		その他有価証券評価差額金	58,513
		新株予約権	**31,519**
		純資産合計	**8,067,027**
資産合計	**14,139,835**	**負債及び純資産合計**	**14,139,835**

（注）　金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

損　益　計　算　書

（平成26年4月１日から
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**19,682,336**
売上原価		**10,606,671**
売上総利益		**9,075,664**
販売費及び一般管理費		**6,797,472**
営業利益		**2,278,192**
営業外収益		
受取利息及び配当金	593,225	
受取ロイヤリティー	337,659	
業務受託手数料	626,347	
その他	93,342	1,650,575
営業外費用		
支払利息	8,513	
業務受託費用	599,454	
その他	61,971	669,939
経常利益		**3,258,829**
特別利益		
投資有価証券売却益	10,611	
関係会社株式売却益	3,855	14,466
特別損失		
その他	593	593
税引前当期純利益		**3,272,702**
法人税、住民税及び事業税	1,082,742	
法人税等調整額	△45,994	1,036,748
当期純利益		**2,235,953**

（注）　金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

（平成26年4月１日から
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成26年4月1日残高	1,298,253	1,227,356	1,227,356	24,800	4,193,350	4,218,150	△330,147	6,413,613
事業年度中の変動額								
新株の発行	14,519	14,519	14,519					29,039
剰余金の配当					△701,611	△701,611		△701,611
当期純利益					2,235,953	2,235,953		2,235,953
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	14,519	14,519	14,519	－	1,534,342	1,534,342	－	1,563,381
平成27年3月31日残高	1,312,773	1,241,875	1,241,875	24,800	5,727,693	5,752,493	△330,147	7,976,995

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成26年4月1日残高	104,191	104,191	38,871	6,556,675
事業年度中の変動額				
新株の発行				29,039
剰余金の配当				△701,611
当期純利益				2,235,953
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△45,678	△45,678	△7,351	△53,029
事業年度中の変動額合計	△45,678	△45,678	△7,351	1,510,351
平成27年3月31日残高	58,513	58,513	31,519	8,067,027

（注）　金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び
関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券
時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの …… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 …… 月次総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
原材料、貯蔵品 …… 最終仕入原価法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 定率法によっております。但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、建物の38年～50年であります。
無形固定資産 …… 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
投資不動産 ……定率法によっております。
リース資産 ……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場より円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
返品調整引当金 …… 将来に予想される返品に備えるため、過去の返品実績率に基づき、当該返品に伴う売上総利益相当額を計上しております。

(6) その他計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	623,247千円
投資不動産の減価償却累計額	1,904千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲載されたものを除く）

短期金銭債権	727,078千円
長期金銭債権	124,047千円
短期金銭債務	433,230千円
長期金銭債務	60,393千円

(3) 取締役に対する金銭債権

短期金銭債権	3,533千円

(4) 担保に供している資産

現金及び預金	164,000千円
建物	14,028千円
土地	114,086千円
投資有価証券	92,040千円

上記資産について、短期借入金400,000千円、買掛金306,160千円の担保に供しております。

(5) 保証債務

リース契約に対する保証債務

株式会社アイエフネット	50,000千円

借入金に対する保証債務

株式会社ＮＥＸＴ	60,100千円

(6) 取引銀行と当座貸越契約を締結しており、当座貸越極度額から借入実行残高を差し引いた額は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,800,000千円
借入実行残高	700,000千円
差引額	1,100,000千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引

売　上　高	565,099千円
仕　入　高	594,163千円
外　注　費	1,963,022千円
その他の営業費用	474,924千円

営業取引以外の取引

業務受託手数料	626,326千円
受取家賃	74,047千円
その他の営業外収益	1,479千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度における発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	11,861,400	71,600	－	11,933,000
合計	11,861,400	71,600	－	11,933,000
自己株式				
普通株式	194,728	－	－	194,728
合計	194,728	－	－	194,728

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加　71,600株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
返品調整引当金	19,602千円
未払賞与	71,724千円
賞与引当金	33,050千円
貸倒引当金	29,788千円
未払事業税	50,843千円
その他	20,437千円
計	225,447千円
繰延税金資産（固定）	
減損損失	56,617千円
投資有価証券評価損	29,330千円
その他	11,530千円
計	97,478千円
繰延税金資産小計	322,925千円
評価性引当額	△101,247千円
繰延税金資産合計	221,678千円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△16,698千円
資産除去債務に対応する除去費用	△454千円
計	△17,152千円
繰延税金負債合計	△17,152千円
繰延税金資産（負債）の純額	204,526千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度に係る法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が従来の35.6%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、33.1%、平成28年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、32.3%にそれぞれ変更されます。

この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼務等	事業上の関係				
子会社	㈱ジャパンＴＳＳ	東京都台東区	90,000	情報通信機器の施工・保守・サポート事業	(所有)直接100.0%	兼任２名	情報通信機器の施工・保守・サポート	情報通信機器の施工・保守・サポート(注)	1,963,022	買掛金	209,745

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金(千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	㈱アイ・イーグループ	東京都豊島区	100,000	オフィス・オートメーション機器販売	なし	なし	商品の仕入先	商品の仕入	2,004,869	買掛金	182,524
										差入保証金	336,520

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注) 価格等の取引条件は市場の実勢価格等を参考にしてその都度交渉の上で決定しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

7. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	684円　56銭
１株当たり当期純利益	190円　99銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(新設分割による持株会社体制への移行)

(1) 新設分割の目的

当社グループは「オフィスと生活に新たな満足を・・・」をキャッチフレーズとし、法人のみならず一般消費者も含めた様々なお客様に満足いただける商品を提供する企業グループとして、環境関連商材及び情報通信機器販売ならびに各種インターネットサービスの販売を主な事業として取り組んでまいりました。

しかしながら、当社グループを取巻く事業環境は、省エネ志向、グローバル化の進展、情報通信ネットワーク技術の進化等によりかつてないスピードで変化しております。この変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ当社グループ全体の収益力強化によってさらなる企業価値の向上を図るためには、事業会社ごとの権限と責任を明確化する一方で、専門性の追求により各社のブランド力を向上させることが不可欠と考えます。また、当社グループのガバナンス及び事業基盤の強化を図るとともに、グループ全体の成長を見据え、既存事業の更なる発展を追求しつつ、新たな収益の柱を創造し、その市場を開拓して行く新たな経営体制の確立も急務であると考え

ております。

以上のことから、当社グループの持続的成長を果たすため、当社のソリューション事業を新設分割方式により新設会社であります「株式会社エフティコミュニケーションズ」と「株式会社エフティコミュニケーションズウエスト」が承継し、当社は持株会社としてグループ戦略立案及び各事業会社の統括管理を行う経営体制に移行するため、新設分割計画及び定款一部変更に関する議案を平成27年６月26日開催の定時株主総会へ上程することとしました。

当社が持株会社制へ移行する具体的な目的は、次のとおりです。

①グループ戦略機能の強化

持株会社制に移行することで、グループとしての経営戦略の立案機能を強化するとともに、グループ全体の経営資源の配分最適化を図ります。

②各事業会社の価値創造力の強化

持株会社によるグループ経営戦略に沿った事業会社への経営指導や、一元的な管理・監督を行うことで、持株会社と各事業会社の役割及び責任の所在を明確とし、これにより各事業会社の意思決定の迅速化や戦略機能の更なる強化を図ります。また、各事業会社は管掌する事業に特化及び事業環境に適した業務を遂行することにより、各事業における価値創造機能を強化し、これにより当社グループの企業価値の向上を目指します。

③コーポレートガバナンスの強化

各事業会社に対する管理・監督機能を有する持株会社が、グループ経営戦略に沿った各事業会社への経営指導を行うことにより、当社グループ全体のガバナンスをより一層強化し、これにより経営の透明性を高め、当社グループの全体の更なる成長を図ります。

また、持株会社としての経営管理を的確に行うため、グループ全体としての包括的なコンプライアンス体制、リスク管理体制、内部監査体制を構築し、これにより当社グループの企業価値の向上を目指します。

④グループシナジーの発揮

持株会社を核として、グループの持つ人材・技術・ノウハウ等を横断的に活用することによりグループシナジーの最大化を目指します。

(2) 新設分割の要旨

①分割の日程

分割計画書承認取締役会　　平成27年５月14日
分割計画書承認株主総会　　平成27年６月26日
分割予定日（効力発生日）　平成27年８月３日

②分割方式

当社を新設分割会社とし、「株式会社エフティコミュニケーションズ」及び「株式会社エフティコミュニケーションズウエスト」を新設分割設立会社とする、分社型の新設分割であります。

③分割に係る割り当ての内容

新設分割設立会社となる「株式会社エフティコミュニケーションズ」及び「株式会社エフティコミュニケーションズウエスト」は、普通株式2,000株を発行し、すべてを新設分割会社である当社に割当交付されるものであります。

④分割により減少する資本金等

本件分割により減少する資本金等はありません。

⑤分割会社の新株予約権に関する取扱い

当社は、役職員を対象に新株予約権を発行しておりますが、この取扱いについては本件分割による変更はありません。

⑥新設会社が承継する権利義務

新設分割計画書に別段の定めのあるものを除き、新設会社は、当社のソリューション事業に属する資産、負債及び契約上の地位、その他の権利義務を承継します。但し、本件事

業に従事する従業員との雇用契約については、本件分割によって新設会社に承継されず、当該従業員は全員新設会社に出向となります。

なお、本件分割により当社から新設会社に承継する債務につきまして、重畳的債務引受の方法によるものとします。

⑦債務履行の見込み

当社及び新設会社が分割後に負担すべき債務の履行の見込みについては、問題がないものと判断しております。

(3) 分割当事会社の概要

①新設分割会社（平成27年３月31日現在）

商号	株式会社エフティコミュニケーションズ ※株式会社エフティグループに商号変更予定
事業内容	情報通信機器、ＯＡ機器の販売等
設立年月日	昭和60年８月１日
本店所在地	東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目13番６号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長　平﨑敏之
資本金の額	1,312百万円
発行済株式数	11,933,000株
純資産	8,067百万円
総資産	14,139百万円
事業年度の末日	３月31日
大株主及び持株比率	株式会社光通信　31.33％ 畔柳　誠　14.25％ 株式会社ハローコミュニケーションズ　10.99％ 平﨑敏之　5.28％

（注）持株比率は自己株式（194,728株）を控除して計算しております。

②新設分割設立会社（平成27年８月３日設立時（予定））

商号	株式会社エフティコミュニケーションズ
事業内容	東日本地区におけるソリューション事業（ＬＥＤ照明等環境関連商品、ビジネスホン等情報通信機器、ＯＡ機器等の販売）
設立年月日	平成27年８月３日
本店所在地	東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目13番６号
代表者の役職・氏名	代表取締役　佐藤政志
資本金の額	100百万円
発行済株式数	2,000株
純資産	975百万円
総資産	2,721百万円
事業年度の末日	３月31日
大株主及び持株比率	株式会社エフティグループ　100.00％

（注）純資産及び総資産は当社の平成27年３月31日現在の貸借対照表を基礎に作成しております。

商号	株式会社エフティコミュニケーションズウエスト
事業内容	西日本地区におけるソリューション事業（ＬＥＤ照明等環境関連商品、ビジネスホン等情報通信機器、ＯＡ機器等の販売）
設立年月日	平成27年８月３日
本店所在地	大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目５番28号
代表者の役職・氏名	代表取締役　厚木大
資本金の額	100百万円
発行済株式数	2,000株
純資産	352百万円
総資産	1,163百万円
事業年度の末日	３月31日
大株主及び持株比率	株式会社エフティグループ　100.00％

（注）純資産及び総資産は当社の平成27年３月31日現在の貸借対照表を基礎に作成しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月14日

株式会社エフティコミュニケーションズ
取　締　役　会　　御　中

三　優　監　査　法　人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	杉　田　純 ㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	山　本　公　太 ㊞
業務執行社員	公認会計士	抜　水　信　博 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エフティコミュニケーションズの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年５月14日開催の取締役会において、新設分割により持株会社体制に移行することを決議した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結貸借対照表

（平成27年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**16,158,301**	**流動負債**	**8,362,735**
現金及び預金	9,491,277	支払手形及び買掛金	2,149,910
受取手形及び売掛金	4,586,835	短期借入金	860,000
商品及び製品	686,237	１年内返済予定の長期借入金	206,748
原材料及び貯蔵品	303,681	１年内償還予定の社債	20,000
繰延税金資産	325,594	未払金	826,188
リース残債権	376,965	未払費用	504,844
その他	512,520	未払法人税等	994,592
貸倒引当金	△124,810	賞与引当金	275,899
固定資産	**3,395,895**	返品調整引当金	62,261
（有形固定資産）	(1,441,578)	製品保証引当金	8,453
建物及び構築物	763,098	リース残債務	444,714
機械装置及び運搬具	7,190	その他	2,009,124
土地	553,686	**固定負債**	**319,820**
リース資産	25,764	社債	20,000
その他	91,838	長期借入金	236,386
（無形固定資産）	(265,729)	繰延税金負債	381
のれん	95,453	役員退職慰労引当金	8,661
その他	170,275	退職給付に係る負債	19,701
（投資その他の資産）	(1,688,587)	その他	34,690
投資有価証券	729,680	**負債合計**	**8,682,556**
長期貸付金	131,088	（純資産の部）	
繰延税金資産	11,503	**株主資本**	**10,394,270**
その他	906,822	**資本金**	**1,312,773**
貸倒引当金	△90,507	**資本剰余金**	**1,241,875**
		利益剰余金	**8,169,768**
		自己株式	**△330,147**
		その他の包括利益累計額	**58,525**
		その他有価証券評価差額金	58,525
		新株予約権	**31,519**
		少数株主持分	**387,325**
		純資産合計	**10,871,640**
資産合計	**19,554,196**	**負債及び純資産合計**	**19,554,196**

（注）　金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**34,804,363**
売上原価		**16,919,626**
売上総利益		**17,884,736**
販売費及び一般管理費		**13,775,480**
営業利益		**4,109,255**
営業外収益		
受取利息	3,927	
受取配当金	347	
受取ロイヤリティー	377,234	
持分法による投資利益	6,290	
受取家賃	3,946	
その他	70,356	462,103
営業外費用		
支払利息	18,034	
賃貸収入原価	1,515	
支払手数料	5,666	
その他	7,596	32,812
経常利益		**4,538,546**
特別利益		
関係会社株式売却益	1,770	
投資有価証券売却益	10,611	
負ののれん発生益	4,499	
その他	637	17,519
特別損失		
固定資産除却損	6,209	
減損損失	2,394	
その他	103	8,707
税金等調整前当期純利益		**4,547,358**
法人税、住民税及び事業税	1,757,041	
法人税等調整額	△11,903	1,745,137
少数株主損益調整前当期純利益		**2,802,220**
少数株主利益		31,412
当期純利益		**2,770,807**

（注） 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日残高	1,298,253	1,227,356	6,100,571	△330,147	8,296,034
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	14,519	14,519			29,039
剰余金の配当			△701,611		△701,611
当期純利益			2,770,807		2,770,807
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	14,519	14,519	2,069,196		2,098,235
平成27年3月31日残高	1,312,773	1,241,875	8,169,768	△330,147	10,394,270

	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
平成26年4月1日残高	104,100	104,100	38,871	345,420	8,784,426
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					29,039
剰余金の配当					△701,611
当期純利益					2,770,807
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△45,574	△45,574	△7,351	41,904	△11,021
連結会計年度中の変動額合計	△45,574	△45,574	△7,351	41,904	2,087,214
平成27年3月31日残高	58,525	58,525	31,519	387,325	10,871,640

（注） 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連　結　注　記　表

1.　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数　15社

連結子会社の名称　株式会社アイエフネット
株式会社ジャパンＴＳＳ
株式会社ＮＥＸＴ
株式会社サンデックス
株式会社ベストアンサー
株式会社シー・ワイ・サポート
株式会社ジスターイノベーション
株式会社アントレプレナー
株式会社Ｊ－ＯＮＥ
株式会社ＦＲＯＮＴＩＥＲ
株式会社アレクソン
株式会社グロースブレイブジャパン
株式会社ニューテック
株式会社ＶｉｅｗＰｏｉｎｔ
株式会社アドマウント

平成26年9月より株式会社アドマウントの株式の新規取得により連結子会社としたため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

②非連結子会社の数　5社

非連結子会社の名称　スマートモバイル株式会社
FT Communications(Thailand)Co.,Ltd.
FT Communications(Asia) Co.,Ltd.
その他　2社

連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の関連会社数　1社

持分法適用の関連会社の名称　キーウェストコーポレーション株式会社

平成27年3月において株式会社GFライテックの所有株式の全てを売却したため、持分法の適用の範囲から除外しております。

②持分法を適用しない非連結子会社の数　5社

持分法を適用しない非連結子会社の名称　スマートモバイル株式会社
FT Communications(Thailand)Co.,Ltd.
FT Communications(Asia) Co.,Ltd.
その他　2社

持分法を適用しない理由
持分法を適用していない会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品及び原材料 …… 主として月次総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯　　蔵　　品 …… 最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） …… 当社及び連結子会社は定率法によっております。
但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、建物の38年～50年であります。

無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法によっております。
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

投資その他の資産

「その他」（投資不動産） … 定率法によっております。

リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

返品調整引当金 …… 将来に予想される返品に備えるため、過去の返品実績率に基づき、当該返品に伴う売上総利益相当額を計上しております。

製品保証引当金 …… 一部の連結子会社において販売済製品のアフターサービスの費用に備えるため、過去の売上に係る補修費の実績率に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金 …… 一部の連結子会社において役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤　退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社については、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務（簡便法）に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

⑥　重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑦　重要な収益及び費用の計上基準

当連結会計年度までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

②　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ……　金利スワップ取引

ヘッジ対象 ……　借入金の利息

③　ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④　ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしておりますので、有効性の評価を省略しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①　消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

②　連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれん及び平成22年３月31日以前に発生した負ののれんは、５年間で均等償却しております。

2.　表示方法の変更

連結損益計算書

前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めておりました「支払手数料」（前連結会計年度476千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 …… 2,100,941千円

なお、投資その他の資産の「その他」には、投資不動産（当連結会計年度末取得価額29,966千円、減価償却累計額1,904千円）が含まれております。

(2) 担保に供している資産

現金及び預金 ……	185,000千円
受取手形 ……	41,641千円
建物及び構築物 ……	96,074千円
土地 ……	459,912千円
投資有価証券 ……	92,040千円

上記資産について、短期借入金400,000千円、一年内返済予定長期借入金66,500千円、長期借入金50,194千円、買掛金306,160千円及びその他2,083千円の担保に供しております。

(3) 取引銀行と当座貸越契約を締結しており、当座貸越極度額から借入実行残高を差し引いた額は次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,400,000千円
借入実行残高	860,000千円
差引額	1,540,000千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度における発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	11,861,400	71,600	－	11,933,000
合計	11,861,400	71,600	－	11,933,000
自己株式				
普通株式	194,728	－	－	194,728
合計	194,728	－	－	194,728

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加　71,600株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年5月20日取締役会	普通株式	350,000	30	平成26年３月31日	平成26年６月30日
平成26年11月7日取締役会	普通株式	351,611	30	平成26年９月30日	平成26年12月９日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月20日 取　締　役　会	普通株式	繰越利益剰余金	469,530	40	平成27年３月31日	平成27年６月30日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

決議日	新株予約権の数	目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数
第６回新株予約権 平成21年８月20日 定時取締役会決議	125個	普通株式	12,500株
第７回新株予約権 平成21年８月20日 定時取締役会決議	498個	普通株式	49,800株
第８回新株予約権 平成23年８月22日 定時取締役会決議	350個	普通株式	35,000株
第９回新株予約権 平成23年８月22日 定時取締役会決議	541個	普通株式	54,100株
第10回新株予約権 平成24年５月18日 定時取締役会決議	850個	普通株式	85,000株
新株予約権個数合計	2,364個	新株予約権の目的となる株式数合計	236,400株

5. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
貸倒引当金	57,620千円
棚卸資産評価損	14,615千円
賞与引当金	95,596千円
未払事業税	76,368千円
未払賞与	74,192千円
その他	74,912千円
計	393,305千円
繰延税金資産（固定）	
減損損失	56,617千円
投資有価証券評価損	75,992千円
貸倒引当金	8,351千円
繰越欠損金	62,326千円
その他	42,793千円
計	246,081千円
繰延税金資産小計	639,387千円
評価性引当額	△285,572千円
繰延税金資産合計	353,814千円

繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△16,214千円
資産除去債務に対応する除去費用	△882千円
計	△17,097千円
繰延税金負債合計	△17,097千円
繰延税金資産（負債）の純額	336,716千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以降に開始する連結会計年度に係る法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が従来の35.6%から、平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については、33.1%、平成28年４月１日以降に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については、32.3%にそれぞれ変更されます。

この税率変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に通信機器等の販売事業を行うための計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、１年以内の支払期日であります。借入金は、主に営業取引に係る資金調達及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

Ⅰ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従い、営業債権等について、各事業部門及び財務経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、資金担当部門が同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用力の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

Ⅱ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利

スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、経理規程に基づき、財務経理部が取引を行い、記帳及び契約先と残高照合等を行っております。月次の取引実績は、財務経理部所管の役員及び経営会議に報告しております。連結子会社についても、資金担当部門が同様の管理を行っております。

Ⅲ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各事業部門からの報告に基づき、財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２）を参照ください。）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
①現金及び預金	9,491,277	9,491,277	－
②受取手形及び売掛金	4,586,835		
貸倒引当金(※)	△121,060		
	4,465,775	4,465,775	－
③投資有価証券	110,448	110,448	－
資産計	14,067,500	14,067,500	－
①支払手形及び買掛金	2,149,910	2,149,910	－
②短期借入金	860,000	860,000	－
③未払金	800,813	800,813	
④未払法人税等	994,592	994,592	－
⑤長期借入金	443,134	440,073	△3,060
負債計	5,248,449	5,245,388	△3,060

(※) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注１） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

投資有価証券の時価については取引所の価格によっております。

負 債

① 支払手形及び買掛金、②短期借入金、③未払金、④未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算出する方法によっています。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注２） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式等	514,067

上記については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

（注３） 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	9,491,277	－	－	－
受取手形及び売掛金	4,586,835	－	－	－
合計	14,078,112	－	－	－

（注４） 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	206,748	137,684	57,001	28,884	12,817	－
合計	206,748	137,684	57,001	28,884	12,817	－

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都において、賃貸用の不動産を有しております。また、その他地域において建物及び土地を遊休状態にて有しております。平成27年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は876千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

連結貸借対照表計上額(千円)			連結決算日における時価(千円)
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
72,937	△923	72,013	65,500

(注) 1　連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2　社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。
3　当連結会計年度増減額は、減価償却費による減少によるものであります。

8. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	890円　49銭
１株当たり当期純利益	236円　68銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

株式会社エフティコミュニケーションズ
取　締　役　会　　御　中

三　優　監　査　法　人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	杉　田　純 ㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	山　本　公　太 ㊞
業務執行社員	公認会計士	抜　水　信　博 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社エフティコミュニケーションズの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフティコミュニケーションズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第30期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載されている改定後の内部統制システムに関する取締役会決議の内容についても検討を加えた結果、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月20日

株式会社エフティコミュニケーションズ　監査役会

常勤監査役　　小檜山　義　男　㊞

社外監査役　　半　田　　茂　㊞

社外監査役　　隈　部　泰　正　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

第２号議案を承認いただくことを条件として、持株会社体制への移行に伴い、商号を変更し、当社グループの経営機能の役割を担うため事業目的に所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第１条（商号）及び第２条（目的）に係る上記の変更につきましては、第２号議案を承認いただき、かつ、同議案における新設分割の効力が発生することを条件として、平成27年８月３日付をもって効力が生じるものとします。

また、将来の機動的な資本政策のため、現行定款第６条の発行可能株式総数を23,000,000株から46,000,000株に変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容につきましては、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
（商号） 第１条　当会社は、株式会社エフティコミュニケーションズと称し、英文ではＦＴ ＣＯＭＭＵＮＩＣＡＴＩＯＮＳ ＣＯ.，ＬＴＤ.と表示する。	（商号） 第１条　当会社は、株式会社エフティグループと称し、英文ではＦＴＧｒｏｕｐ ＣＯ.，ＬＴＤ.と表示する。
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。
（１）～（２）　（条文省略） （３）ＬＥＤ照明等環境関連商品並びにその周辺機器・部品等の開発、製造、販売、輸出、輸入、施工、保守及び賃貸 （４）～（26）　（条文省略）	（１）～（２）　（現行どおり） （３）ＬＥＤ照明・太陽光発電システム等環境関連商品並びにその周辺機器・部品等の開発、製造、販売、輸出、輸入、施工、保守及び賃貸 （４）～（26）　（現行どおり）
第３条～第５条　（条文省略）	第３条～第５条　（現行どおり）
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、２３，０００，０００株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、４６，０００，０００株とする。

（下線部分は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
第７条～第43条　（条文省略）	第７条～第43条　（現行どおり）
	附　則
（新　設）	第１条　第１条（商号）及び第２条（目的）の変更については、平成２７年８月３日に効力が発生するものとする。
（新　設）	第２条　前条及び本条は、平成２７年８月２日まで有効とし、平成２７年８月３日をもって前条及び本条を削るものとする。

第２号議案　新設分割計画承認の件

当社グループは「オフィスと生活に新たな満足を・・・」をキャッチフレーズとし、法人のみならず一般消費者も含めた様々なお客様に満足いただける商品を提供する企業グループとして、環境関連商材及び情報通信機器販売ならびに各種インターネットサービスの販売を主な事業として取り組んでまいりました。

しかしながら、当社グループを取巻く事業環境は、省エネ志向、グローバル化の進展、情報通信ネットワーク技術の進化等によりかつてないスピードで変化しており、この変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ当社グループ全体の収益力強化によってさらなる企業価値の向上を図るためには、事業会社ごとの権限と責任を明確化する一方で、専門性の追求により各社のブランド力を向上させることが不可欠と考えます。また、当社グループのガバナンス及び事業基盤の強化を図るとともに、グループ全体の成長を見据え、既存事業の更なる発展を追求しつつ、新たな収益の柱を創造し、その市場を開拓して行く新たな経営体制の確立も急務であると考えております。

以上のことから、当社グループの持続的成長を果たすため、当社におけるソリューション事業（ＬＥＤ照明等環境関連商品、ビジネスホン等情報通信機器、ＯＡ機器、ＳＯＨＯ向けスモールサーバー等の販売を主とするオフィストータルソリューション事業）を新設分割方式により新設会社であります「株式会社エフティコミュニケーションズ」と「株式会社エフティコミュニケーションズウエスト」が承継し、当社は、持株会社としてグループ戦略立案及び各事業会社の統括管理を行う経営体制に移行することを決定いたしました。

１．新設分割の目的

当社が持株会社制へ移行する具体的な目的は、次のとおりです。

(1) グループ戦略機能の強化

持株会社制に移行することで、グループとしての経営戦略の立案機能を強化

するとともに、グループ全体の経営資源の配分最適化を図ります。

(2)各事業会社の価値創造力の強化

持株会社によるグループ経営戦略に沿った事業会社への経営指導や、一元的な管理・監督を行うことで、持株会社と各事業会社の役割及び責任の所在を明確とし、これにより各事業会社の意思決定の迅速化や戦略機能の更なる強化を図ります。また、各事業会社は管掌する事業に特化及び事業環境に適した業務を遂行することにより、各事業における価値創造機能を強化し、これにより当社グループの企業価値の向上を目指します。

(3)コーポレートガバナンスの強化

各事業会社に対する管理・監督機能を有する持株会社が、グループ経営戦略に沿った各事業会社への経営指導を行うことにより、当社グループ全体のガバナンスをより一層強化し、これにより経営の透明性を高め、当社グループの全体の更なる成長を図ります。

また、持株会社としての経営管理を的確に行うため、グループ全体としての包括的なコンプライアンス体制、リスク管理体制、内部監査体制を構築し、これにより当社グループの企業価値の向上を目指します。

(4)グループシナジーの発揮

持株会社を核として、当社グループの持つ人材・技術・ノウハウ等を横断的に活用することによりグループシナジーの最大化を目指します。

以上の施策を推進するため、当社は平成27年８月３日（予定）をもって、当社がソリューション事業に関して有する権利義務を新設分割により設立する「株式会社エフティコミュニケーションズ」及び「株式会社エフティコミュニケーションズウエスト」に、それぞれ承継させる新設分割を行うものであります。

２．新設分割の内容の概要

(1)株式会社エフティコミュニケーションズに関する新設分割計画書

新設分割計画書（写）

株式会社エフティコミュニケーションズ（平成27年８月３日付にて株式会社エフティグループに商号変更予定。以下、「当社」という。）は、会社法第２条第30号に定める新設分割の方法により新たに設立する株式会社エフティコミュニケーションズ（以下、「新設会社」という。）に対し、当社の東日本地区におけるソリューション事業（ビジネスホン、ＯＡ機器等情報通信機器、ＬＥＤ照明等環境関連商品の販売）及び付帯する事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利及び義務を承継させること（以下、「本件分割」という。）につき、次のとお

り新設分割計画（以下、「本計画」という。）を作成する。

（新設会社の定款記載事項）

第１条　新設会社の目的、商号及び発行可能株式総数その他定款に定める事項は、別紙１のとおりとし、本店所在地は以下のとおりとする。

本店所在地　東京都中央区日本橋蛎殻町２－13－６常和水天宮ビル

（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

第２条　新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

(1)　設立時取締役

佐藤政志、石田誠、伊藤政人、寺山忠恭、神田貴之、宮川知己、松浦一成、上田剛寛、伊藤範幸

(2)　設立時監査役

風間芳樹

（新設会社に承継される権利義務）

第３条　新設会社は、本件分割に際し、別紙２「承継権利義務明細表」に記載の資産、債務、その他本件事業に関する一切の権利及び義務（雇用契約を除く）を当社より承継する。但し、法令等又は契約上の理由により設立会社へ承継できないものは除く。

２　当社は、前項の規定により、新設会社が当社より承継するすべての債務につき重畳的債務引受を行うものとする。但し、当社と新設会社との間に生じた債務についてはこれを除くものとする。

（新設会社が本件分割に際して当社に交付する株式数）

第４条　新設会社は、本件分割に際して、新設会社の普通株式2,000株を発行し、そのすべてを前条に規定する権利義務の対価として当社に割当て交付するものとする。

（新設会社の資本金及び準備金）

第５条　新設会社の資本金及び準備金は次のとおりとする。

(1)	資本金	金100,000千円
(2)	資本準備金	金０千円
(3)	その他資本剰余金	会社計算規則により算出された額
(4)	利益準備金	会社計算規則により算出された額
(5)	その他利益剰余金	会社計算規則により算出された額

（新設会社の成立の日）

第６条　新設会社の設立の登記をすべき日は、平成27年８月３日とする。但し、手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は当社の取締役会決議によりこれを変更することができる。

（競合避止義務の免除）

第７条　当社は、分割会社の成立の日以降においても、本計画書に定める本件事業と競合する事業を行うことができる。

（分割条件の変更及び本件分割の中止）

第８条　当社は次の各号に定める場合においては、当社の取締役会決議により本計画の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

(1)　本計画書作成の日から新設会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産の状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合。

(2)　本計画書作成の日から新設会社の成立の日に至るまでの間において、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合。

(3)　その他本件分割の目的達成が困難となる事態が生じた場合。

（本計画の効力）

第９条　本計画は、新設会社の成立の日までに、当社の株主総会にて本計画の承認が得られなかった場合にはその効力を失うものとする。

（本計画書に定めのない事項）

第10条　本計画書に定める事項のほか、本件分割に必要な事項は当社の取締役会が本契約の趣旨に基づき決定する。

平成27年５月14日

東京都中央区日本橋蛎殻町２－１３－６常和水天宮ビル
株式会社エフティコミュニケーションズ
代表取締役　　平　崎　　敏　之　　(印)

（別紙１）

株式会社エフティコミュニケーションズ定款

第１章　　総　則

（商号）

第　１　条　当会社は、株式会社エフティコミュニケーションズと称し、英文ではＦ　Ｔ　ＣＯＭＭＵＮＩＣＡＴＩＯＮＳ　ＣＯ.，ＬＴＤ.と表示する。

（目的）

第　２　条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）電気通信事業法に基づく第二種電気通信事業

（２）通信機器、複写機、情報通信機器、電気通信設備並びにその周辺機器・部品の開発、販売、輸出、輸入、施工、保守及び賃貸

（３）ＬＥＤ照明・太陽光発電システム等環境関連商品並びにその周辺機器・部品の開発、製造、販売、輸出、輸入、施工、保守及び賃貸

（４）空調機器・冷凍冷蔵機器等空調関連設備一般に関するコンサルティング並びに空調関連商品及びその周辺機器・部品の開発、製造、販売、輸出、輸入、施工、保守及び賃貸

（５）本条記載の事業に関するフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導

（６）電話回線を利用した各種情報提供サービス業

（７）インターネットを利用した電話等の通信料金の割引サービス業、インターネット間の接続業務の受託

（８）インターネット等のネットワークを利用した各種システム及びサービスの企画、開発、販売、運用、保守、賃貸に関する業務

（９）インターネット等及びカタログによる通信販売業務

(10) インターネット等による広告、宣伝の企画、制作及び代理店業務

(11) インターネットホームページの企画、立案、制作、運用管理

(12) 電子マネー等電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売、管理並びに電子決済に関する各種システム及びサービスの企画、開発、販売、運用、保守、賃貸、資金移動業及び集金代行業

(13) 自動車、自動二輪車、原動機付自転車、産業車両、自動車用機器及び産業機械等並びにこれらに関する各種部品及び用品の売買、輸出入、価格査定、修理、陸上輸送及び整備

(14) 電気通信設備及びこれに附帯する設備の設置工事の請負、設計、開発、保守及び販売

(15) ミネラルウオーター、清涼飲料水並びに食料品の販売、輸出及び輸入
(16) 広告代理店業務
(17) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
(18) 債務の保証、引受及び各種債権の売買
(19) 古物の売買、賃貸、輸出及び輸入
(20) 不動産の売買、仲介、賃貸並びに管理
(21) 労働者派遣及び有料職業紹介業
(22) 下記官公庁関連特需品の販売並びに取付工事及び賃貸
①災害防止設備機器
②公害防止設備機器
③電気通信設備機器、無線通信設備機器、衛星通信設備機器
④通信機器、事務用機器、什器備品、室内装飾用品
⑤医療用機器、清掃機器、衛生用品、日用品雑貨
⑥遊技設備機器、家庭用電化製品、空気清浄器、浄水器
⑦生ゴミ焼却炉、不燃物処理機、水質変換機、節水装置
⑧建設機械、運搬機械、自動倉庫、ユニットハウス、テント
(23) 建設工事全般に関する調査、企画、設計、監理、施工並びに請負
(24) 前各号に付帯または関連する一切の業務

（本店の所在地）
第 3 条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。

（公告方法）
第 4 条　当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章　株　式

（発行可能株式総数）
第 5 条　当会社の発行可能株式総数は、2,000株とする。

（株券の発行）
第 6 条　当会社の発行する株式は、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）
第 7 条　当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

（名義書換）

第 8 条　株式の取得により名義書換を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し提出しなければならない。

（基準日）

第 9 条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第３章　　株主総会

（招集）

第 10 条　当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から３箇月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第 11 条　株主総会は、法令の別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

２．株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（決議の方法）

第 12 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。

２．会社法第309条第２項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行う。

（議決権の代理行使）

第 13 条　株主が代理人によってその議決権を行使しようとするときは、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。

２．前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第４章　　取締役及び取締役会

（員数）

第 14 条　当会社の取締役は、10名以内とする。

（選任方法）

第 15 条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の３分の１以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

３．取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（任期）

第 16 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 17 条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

２．代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

３．取締役会は、その決議によって、取締役社長１名、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 18 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 19 条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議方法）

第 20 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数で行う。

（取締役会の決議の省略）

第 21 条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会規則）

第 22 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、当会社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会の定める取締役会規則による。

（取締役の責任免除）

第 23 条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。当会社は、会社法第427条第１項の規定により取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（報酬等）

第 24 条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第５章　　監査役

（員数）

第 25 条　当会社の監査役は、２名以内とする。

（選任方法）

第 26 条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

（任期）

第 27 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期及び補欠監査役に就任した際の監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役の責任免除）

第 28 条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。当会社は、会社法第427条第１項の規定により監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（報酬等）

第 29 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第６章　　計　算

（事業年度）

第 30 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（剰余金の配当等）

第 31 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（除斥期間）

第 32 条　配当金が、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２．未払の配当金には、利息をつけない。

（別紙２）

承継権利義務明細表

新設会社は、本件分割により、新設会社の成立の日における本件事業に属する次に記載する資産、債務、その他一切の権利及び義務（雇用契約を除く）を当社より承継するものとする。

なお、承継する権利及び義務のうち、承継する資産及び負債の評価は、平成27年３月31日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新設会社の成立の日の前日までの増減を加除した上で確定するものとする。

１　承継する資産及び負債

(1)　流動資産

本件事業に係る現金及び預金、受取手形、売掛金、たな卸資産、前払費用、未収入金その他流動資産のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切。

(2)　固定資産

本件事業に係るソフトウェアをはじめとする固定資産のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切。但し、事務所設備や備品等の管理用資産、関係会社株式を除くものとする。

(3)　流動負債

本件事業に係る買掛金、未払金、未払費用、前受金、預り金その他流動負債のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切。

(4)　固定負債

本件事業に係る固定負債のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切。

２　承継する雇用契約

該当事項はありません。

３　承継するその他の権利義務等

本件事業に関して当社が締結した売買契約、業務委託契約、請負契約、保守サポート契約、秘密保持契約、許認可、登録及び届出事項、リース契約、銀行取引契約その他本件事業に係る一切の契約上の地位及びこれらの契約より発生した一切の権利義務。

なお、上記に関わらず、新設分割による契約上の地位等の移転が認められない、又は移転できない、もしくは許認可の再取得が不能であるもののう

ち、本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったものについては、承継権利義務から除外するものとする。
また、当社は、各債権者に対して当社より新設会社が承継した債務につき重畳的に引き受けるものとする。

(2)株式会社エフティコミュニケーションズウエストに関する新設分割計画書

新設分割計画書（写）

株式会社エフティコミュニケーションズ（平成27年８月３日付にて株式会社エフティグループに商号変更予定。以下、「当社」という。）は、会社法第２条第30号に定める新設分割の方法により新たに設立する株株式会社エフティコミュニケーションズウエスト（以下、「新設会社」という。）に対し、当社の西日本地区におけるソリューション事業（ビジネスホン、ＯＡ機器等情報通信機器、ＬＥＤ照明等環境関連商品の販売）及び付帯する事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利及び義務を承継させること（以下、「本件分割」という。）につき、次のとおり新設分割計画（以下、「本計画」という。）を作成する。

(新設会社の定款記載事項)
第１条　新設会社の目的、商号及び発行可能株式総数その他定款に定める事項は、別紙１のとおりとし、本店所在地は以下のとおりとする。
本店所在地　大阪府大阪市中央区久太郎町２−５−28 久太郎町恒和ビル２Ｆ

(新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名)
第２条　新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。
(1)　設立時取締役
厚木大、石田誠、向笠充、北村淳、上田剛寛、伊藤範幸
(2)　設立時監査役
風間芳樹

(新設会社に承継される権利義務)
第３条　新設会社は、本件分割に際し、別紙２「承継権利義務明細表」に記載の資産、債務、その他本件事業に関する一切の権利及び義務（雇用契約を除く）を当社より承継する。但し、法令等又は契約上の理由により設立会社へ承継できないものは除く。

2　当社は、前項の規定により、新設会社が当社より承継するすべての債務につき重畳的債務引受を行うものとする。但し、当社と新設会社との間に生じた債務についてはこれを除くものとする。

（新設会社が本件分割に際して当社に交付する株式数）

第４条　新設会社は、本件分割に際して、新設会社の普通株式2,000株を発行し、そのすべてを前条に規定する権利義務の対価として当社に割当て交付するものとする。

（新設会社の資本金及び準備金）

第５条　新設会社の資本金及び準備金は次のとおりとする。

(1)	資本金	金100,000千円
(2)	資本準備金	金０千円
(3)	その他資本剰余金	会社計算規則により算出された額
(4)	利益準備金	会社計算規則により算出された額
(5)	その他利益剰余金	会社計算規則により算出された額

（新設会社の成立の日）

第６条　新設会社の設立の登記をすべき日は、平成27年８月３日とする。但し、手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は当社の取締役会決議によりこれを変更することができる。

（競合避止義務の免除）

第７条　当社は、分割会社の成立の日以降においても、本計画書に定める本件事業と競合する事業を行うことができる。

（分割条件の変更及び本件分割の中止）

第８条　当社は次の各号に定める場合においては、当社の取締役会決議により本計画の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

(1)　本計画書作成の日から新設会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産の状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合。

(2)　本計画書作成の日から新設会社の成立の日に至るまでの間において、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合。

(3)　その他本件分割の目的達成が困難となる事態が生じた場合。

（本計画の効力）

第９条　本計画は、新設会社の成立の日までに、当社の株主総会にて本計画の承認が得られなかった場合にはその効力を失うものとする。

（本計画書に定めのない事項）

第10条　本計画書に定める事項のほか、本件分割に必要な事項は当社の取締役会が本契約の趣旨に基づき決定する。

平成27年５月14日

東京都中央区日本橋蛎殻町２−１３−６常和水天宮ビル
株式会社エフティコミュニケーションズ
代表取締役　　平　﨑　　敏　之　　(印)

（別紙１）

株式会社エフティコミュニケーションズウエスト定款

第１章　　総　則

（商号）

第　１　条　　当会社は、株式会社エフティコミュニケーションズウエストと称し、英文ではＦ　Ｔ　ＣＯＭＭＵＮＩＣＡＴＩＯＮＳ　ＷＥＳＴ　ＣＯ.，ＬＴＤ．と表示する。

（目的）

第　２　条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）電気通信事業法に基づく第二種電気通信事業
（２）通信機器、複写機、情報通信機器、電気通信設備並びにその周辺機器・部品の開発、販売、輸出、輸入、施工、保守及び賃貸
（３）ＬＥＤ照明・太陽光発電システム等環境関連商品並びにその周辺機器・部品の開発、製造、販売、輸出、輸入、施工、保守及び賃貸
（４）空調機器・冷凍冷蔵機器等空調関連設備一般に関するコンサルティング並びに空調関連商品及びその周辺機器・部品の開発、製造、販売、輸出、輸入、施工、保守及び賃貸
（５）本条記載の事業に関するフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導
（６）電話回線を利用した各種情報提供サービス業
（７）インターネットを利用した電話等の通信料金の割引サービス業、インターネット間の接続業務の受託

（８）インターネット等のネットワークを利用した各種システム及びサービスの企画、開発、販売、運用、保守、賃貸に関する業務
（９）インターネット等及びカタログによる通信販売業務
(10) インターネット等による広告、宣伝の企画、制作及び代理店業務
(11) インターネットホームページの企画、立案、制作、運用管理
(12) 電子マネー等電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売、管理並びに電子決済に関する各種システム及びサービスの企画、開発、販売、運用、保守、賃貸、資金移動業及び集金代行業
(13) 自動車、自動二輪車、原動機付自転車、産業車両、自動車用機器及び産業機械等並びにこれらに関する各種部品及び用品の売買、輸出入、価格査定、修理、陸上輸送及び整備
(14) 電気通信設備及びこれに附帯する設備の設置工事の請負、設計、開発、保守及び販売
(15) ミネラルウオーター、清涼飲料水並びに食料品の販売、輸出及び輸入
(16) 広告代理店業務
(17) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
(18) 債務の保証、引受及び各種債権の売買
(19) 古物の売買、賃貸、輸出及び輸入
(20) 不動産の売買、仲介、賃貸並びに管理
(21) 労働者派遣及び有料職業紹介業
(22) 下記官公庁関連特需品の販売並びに取付工事及び賃貸
①災害防止設備機器
②公害防止設備機器
③電気通信設備機器、無線通信設備機器、衛星通信設備機器
④通信機器、事務用機器、什器備品、室内装飾用品
⑤医療用機器、清掃機器、衛生用品、日用品雑貨
⑥遊技設備機器、家庭用電化製品、空気清浄器、浄水器
⑦生ゴミ焼却炉、不燃物処理機、水質変換機、節水装置
⑧建設機械、運搬機械、自動倉庫、ユニットハウス、テント
(23) 建設工事全般に関する調査、企画、設計、監理、施工並びに請負
(24) 前各号に付帯または関連する一切の業務

（本店の所在地）
第 3 条　当会社は、本店を大阪府大阪市に置く。

（公告方法）
第 4 条　当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　　株　式

（発行可能株式総数）
第 5 条　当会社の発行可能株式総数は、2,000株とする。

（株券の発行）
第 6 条　当会社の発行する株式は、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）
第 7 条　当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

（名義書換）
第 8 条　株式の取得により名義書換を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し提出しなければならない。

（基準日）
第 9 条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第３章　　株主総会

（招集）
第 10 条　当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から３箇月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

（招集権者及び議長）
第 11 条　株主総会は、法令の別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
２．株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の

取締役が議長となる。

（決議の方法）

第 12 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。

２．会社法第309条第２項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行う。

（議決権の代理行使）

第 13 条　株主が代理人によってその議決権を行使しようとするときは、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。

２．前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第４章　　取締役及び取締役会

（員数）

第 14 条　当会社の取締役は、10名以内とする。

（選任方法）

第 15 条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の３分の１以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

３．取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（任期）

第 16 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 17 条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

２．代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

３．取締役会は、その決議によって、取締役社長１名、必要に応じて取

締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 18 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 19 条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議方法）

第 20 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数で行う。

（取締役会の決議の省略）

第 21 条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会規則）

第 22 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、当会社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会の定める取締役会規則による。

（取締役の責任免除）

第 23 条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。当会社は、会社法第427条第１項の規定により取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責

任の限度額は、法令が規定する額とする。

（報酬等）
第 24 条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第５章　　監査役

（員数）
第 25 条　当会社の監査役は、２名以内とする。

（選任方法）
第 26 条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。
２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

（任期）
第 27 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期及び補欠監査役に就任した際の監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役の責任免除）
第 28 条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。当会社は、会社法第427条第１項の規定により監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（報酬等）
第 29 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第６章　　計　算

（事業年度）
第 30 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（剰余金の配当等）

第 31 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（除斥期間）

第 32 条　配当金が、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２．未払の配当金には、利息をつけない。

（別紙２）

承継権利義務明細表

新設会社は、本件分割により、新設会社の成立の日における本件事業に属する次に記載する資産、債務、その他一切の権利及び義務（雇用契約を除く）を当社より承継するものとする。

なお、承継する権利及び義務のうち、承継する資産及び負債の評価は、平成27年３月31日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新設会社の成立の日の前日までの増減を加除した上で確定するものとする。

１　承継する資産及び負債

(1)　流動資産

本件事業に係る現金及び預金、受取手形、売掛金、たな卸資産、前払費用、未収入金その他流動資産のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切。

(2)　固定資産

本件事業に係るソフトウェアをはじめとする固定資産のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切。但し、事務所設備や備品等の管理用資産、関係会社株式を除くものとする。

(3)　流動負債

本件事業に係る買掛金、未払金、未払費用、前受金、預り金その他流動負債のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切。

(4)　固定負債

本件事業に係る固定負債のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切。

2　承継する雇用契約

該当事項はありません。

3　承継するその他の権利義務等

本件事業に関して当社が締結した売買契約、業務委託契約、請負契約、保守サポート契約、秘密保持契約、許認可、登録及び届出事項、リース契約、銀行取引契約その他本件事業に係る一切の契約上の地位及びこれらの契約より発生した一切の権利義務。

なお、上記に関わらず、新設分割による契約上の地位等の移転が認められない、又は移転できない、もしくは許認可の再取得が不能であるもののうち、本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったものについては、承継権利義務から除外するものとする。

また、当社は、各債権者に対して当社より新設会社が承継した債務につき重畳的に引き受けるものとする。

3．会社法施行規則第205条に定める内容の概要

株式会社エフティコミュニケーションズ及び株式会社エフティコミュニケーションズウエストにかかる新設分割について、会社法施行規則第205条各号に掲げる事項の内容の概要はいずれも以下のとおりであります。

(1) 株式の数の相当性

本件分割に際して発行される新設会社の株式は全て当社が保有することになります。新設会社がその設立に際して発行する株式の数は当社において任意に決定しうるところ、適切な出資単位の設定その他の事情を総合的に勘案して、新設分割計画書第４条に記載のとおり、新設会社が発行する株式の数は2,000株とし、その全てを当社に割当交付することといたしました。当社といたしましては、以上の取扱につき、その内容が相当であると判断いたしております。

(2) 資本金及び資本準備金の額の相当性

新設会社の資本金及び資本準備金の額につきましては、設立後の新設会社における資本政策、事業規模その他の事情を総合的に勘案し、会社計算規則に従い、新設分割計画書第５条に記載のとおりとすることといたしました。当社といたしましては、以上の取扱につき、その内容が相当であると判断いたしております。

(3) 当社における最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第３号議案　取締役８名選任の件

取締役７名は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、今後の事業拡大のため１名増員して取締役８名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数（株）
1	畔柳　誠 （昭和38年５月19日）	昭和62年３月　当社入社 平成６年９月　同　取締役 平成12年10月　同　取締役営業本部長 平成14年３月　同　代表取締役社長 平成15年10月　株式会社アイエフネット代表取締役社長 平成17年４月　当社　代表取締役社長執行役員ＣＥＯ 平成18年６月　株式会社フレクソル代表取締役社長 平成19年２月　株式会社ＩＰネットサービス（現　株式会社ＮＥＸＴ）代表取締役社長 平成24年７月　当社　取締役執行役員 平成25年６月　株式会社光通信特別顧問（現任） 平成25年６月　当社　代表取締役会長（現任） 平成25年12月　株式会社ＶｉｅｗＰｏｉｎｔ取締役 平成26年２月　株式会社ニューテック取締役 （現在に至る）	1,672,100
2	清水直也 （昭和46年１月５日）	平成４年２月　当社入社 平成19年４月　同　執行役員ＩＳＰ事業部長兼コールセンター事業部長 平成19年６月　株式会社アイエフネット代表取締役社長 平成20年６月　同　取締役執行役員インターネットサービス事業部長兼コールセンター事業部長 平成22年２月　株式会社シー・ワイ・サポート代表取締役社長 平成22年６月　当社　取締役執行役員コンシューマ事業本部長兼人材開発室長 平成23年５月　当社　取締役執行役員営業統括副本部長 平成23年９月　株式会社アイエフネット代表取締役社長 平成24年４月　当社　取締役執行役員ネットワーク営業本部長兼グループ戦略室長 平成24年６月　同　取締役専務執行役員ネットワーク営業本部長兼グループ戦略室長 平成25年４月　同　取締役専務執行役員グループ経営戦略室長 平成26年２月　株式会社ニューテック取締役 平成26年４月　当社　取締役専務執行役員海外事業戦略室長 平成26年５月　FT Communications(Thailand)Co.,Ltd. managing director（現任） 平成27年４月　当社　取締役専務執行役員海外事業戦略本部長（現任） （現在に至る）	96,700

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数（株）
3	石田　誠 （昭和42年11月１日）	平成５年11月　当社入社 平成16年４月　同　西日本統括本部長 平成17年４月　同　執行役員ＣＯＯ 平成17年６月　同　取締役執行役員ＣＯＯ 平成18年４月　同　取締役執行役員東海事業部長 平成20年10月　同　取締役執行役員回線事業部長兼法人ＮＷ事業部長 平成20年10月　株式会社ＳＣＳ代表取締役社長 平成21年６月　当社　執行役員営業統括本部企画室長 平成23年６月　同　取締役執行役員ソリューション東日本事業部長 平成24年４月　同　取締役執行役員ソリューション営業本部長兼ソリューション東日本事業部長 平成24年６月　同　取締役常務執行役員ソリューション営業本部長 平成25年６月　同　取締役専務執行役員ソリューション営業本部長（現任） 平成25年11月　株式会社グロースブレイブジャパン取締役（現在に至る）	45,000
4	重川晴彦 （昭和37年４月25日）	昭和63年10月　当社入社 平成14年６月　同　取締役総務部長 平成15年４月　同　取締役ヒューマンサポート本部長兼総務部長 平成17年４月　同　取締役執行役員ＣＦＯ 平成18年４月　同　取締役執行役員管理本部長 平成19年２月　株式会社ジャパンＴＳＳ代表取締役社長（現任） 平成20年10月　当社　取締役執行役員技術サポート事業部長 平成22年９月　株式会社ＳＣＳ代表取締役社長 平成24年４月　当社　取締役執行役員業務受託本部長兼技術サポート事業部長 平成24年７月　ハイブリッド・サービス株式会社代表取締役社長 平成25年６月　当社　取締役常務執行役員業務受託本部長兼技術サポート事業部長 平成27年４月　同　取締役常務執行役員業務受託本部長（現任） （現在に至る）	101,500

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数（株）
5	山本博之 （昭和41年１月28日）	昭和63年８月　当社入社 平成17年４月　同　財務管理部長 平成19年12月　同　経営企画部長 平成21年４月　同　管理部長 平成22年６月　同　執行役員管理部長 平成23年６月　同　執行役員財務経理部長 平成24年６月　株式会社アントレプレナー監査役（現任） 平成24年８月　当社　執行役員コーポレート統括部長 平成25年６月　株式会社光通信顧問（現任） 平成25年６月　当社　取締役執行役員コーポレート統括部長 平成25年12月　株式会社ＶｉｅｗＰｏｉｎｔ取締役（現任） 平成27年４月　当社　取締役執行役員コーポレート統括本部長（現任） （現在に至る）	53,100
6	島田理廣 （昭和57年６月９日）	平成19年２月　当社入社 同　ダイレクトマーケティング事業部長 平成19年２月　株式会社ＩＰネットサービス（現　株式会社ＮＥＸＴ）取締役 平成22年６月　当社　執行役員ダイレクトマーケティング事業部長 平成22年６月　株式会社ＩＰネットサービス（現　株式会社ＮＥＸＴ）代表取締役（現任） 平成24年６月　当社　上級執行役員ネットワーク営業本部副本部長兼ダイレクトマーケティング事業部長 平成24年６月　株式会社シー・ワイ・サポート代表取締役（現任） 平成25年４月　当社　上級執行役員ネットワーク営業本部副本部長 平成25年５月　株式会社アイエフネット代表取締役 平成26年４月　当社　上級執行役員ネットワーク営業本部長（現任） 平成26年５月　株式会社アイエフネット取締役（現任） 平成26年５月　株式会社ＦＲＯＮＴＩＥＲ代表取締役(現任) （現在に至る）	40,900

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数（株）
7	原　宏　樹 （昭和39年５月４日）	昭和62年４月　株式会社オンワード樫山(現 株式会社オンワードホールディングス)入社 平成７年10月　日本メディアシステム株式会社入社 平成９年８月　同　九州支店長 平成10年８月　同　九州ブロック長 平成12年８月　同　取締役営業統括部長 平成16年10月　同　取締役営業統括本部長 平成27年４月　当社入社 （現在に至る）	－
8	大　塚　隆　直 （昭和42年12月13日）	平成17年９月　株式会社光通信入社 平成18年４月　同社執行役員社長室長（現任） 平成22年６月　ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社監査役 平成23年10月　株式会社インテア・ホールディングス監査役 平成23年12月　株式会社パイオン監査役（現任） 平成24年６月　テレコムサービス株式会社監査役（現任） 平成25年６月　株式会社アイフラッグ監査役（現任） 平成25年６月　株式会社サンリキュール監査役（現任） 平成25年７月　株式会社オネストビジネスコンサルティング取締役（現任） 平成25年９月　みつばち保険グループ株式会社監査役（現任） 平成26年９月　株式会社ヒューマンネットワークス取締役（現任） 平成26年10月　株式会社ライナック取締役（現任） （現在に至る）	－

（注）1. 畔柳誠氏は株式会社光通信特別顧問であります。山本博之氏は同社の顧問であります。大塚隆直氏は同社の執行役員社長室長であります。
株式会社光通信は当社の親会社であり、当社は同社との間で「資本提携及び業務提携に関する基本合意書」及び「資本提携契約書」を締結しております。
その他各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 大塚隆直氏は社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由は、次のとおりであります。
大塚隆直氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社光通信の執行役員社長室長であるとともに、他社において社外取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営監督及び経営全般に対する助言を頂くことによって当社のコーポレートガバナンスの強化に寄与して頂くためであります。

4. 大塚隆直氏は、当社の特定関係事業者である株式会社光通信の業務執行者であります。また、同氏は過去２年間に、同社より使用人としての給与等を受けており、今後も受ける予定であります。

5. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款にて定めており、同候補者が、社外取締役に就任した場合は、当社と同候補社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとする。
② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務遂行に付き善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

当社は、会社法第329条第３項の規定に基づき、会社法第335条第３項に定める監査役の員数を欠くこととなる時に備えて、補欠監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間とします。

また、その選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況		所有する当社株式の数（株）
鈴　木　孝　之 （昭和19年８月22日）	昭和40年２月 平成15年４月 平成17年３月 平成17年４月 平成20年４月 平成21年９月 平成21年12月	警視庁入庁 警視昇進 警視庁退官 株式会社帝国ホテル入社 株式会社アーティストハウスホールディングス取締役 銀座アスター食品株式会社顧問 株式会社ＣＳＳ取締役（現任） （現在に至る）	－

（注）1.　補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.　同候補者は、社外監査役候補者であります。

3.　同候補者は、長年警察行政に携わってきた経験により、コンプライアンスの観点から独立した実効性の高い監査が期待できると判断し、候補者といたしました。

4.　社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款にて定めており、同候補者が、社外監査役に就任した場合は、当社と同候補者との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

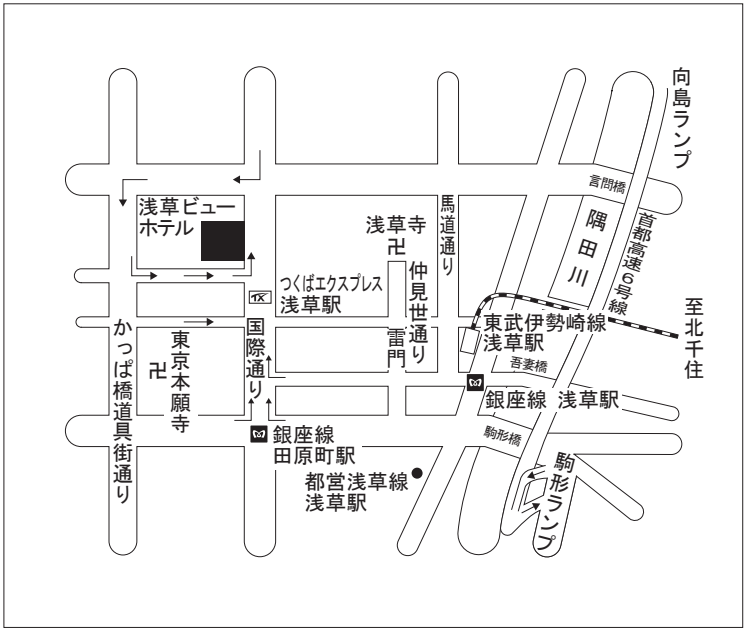
①　社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとする。

②　上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務遂行に付き善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以　上

株主総会会場ご案内図

〔会　場〕浅草ビューホテル　４階　飛翔の間
東京都台東区西浅草三丁目17番１号
連絡先　03－3847－1111　（ホテル代表番号）



〔交通のご案内〕

●	つくばエクスプレス	「浅草駅」	直結
●	東京メトロ銀座線	「田原町駅」	徒歩７分
●	東京メトロ・都営浅草線	「浅草駅」	徒歩10分
●	東武伊勢崎線	「浅草駅」	徒歩10分
●	JR「上野駅」よりタクシー利用		タクシー５分